

上富良野都市計画（上富良野町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、上富良野都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

上富良野都市計画区域	市町名	範囲	規模
	上富良野町	行政区域の一部	約 1,254 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域上川地域の中央部に位置しており、東側は大雪山国立公園大雪山系の十勝岳、西側は夕張山系の山岳に囲まれ、その裾野から平野部にかけては田園地帯が広がっている。

産業は、農業を基幹産業として発展してきており、農業経営改善計画に基づく計画的な営農を続け、ほ場の大区画化や施設園芸作物の栽培が進む等、営農形態が変化してきているほか、スマート農業が開発・導入されている。また、自衛隊の駐屯地や演習場があり、これらがまちづくりに与える影響は小さくはない。

近年は、少子高齢化・人口減少の急速な進行や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化する中で、産業においては、農業と観光・交流を柱に、活力ある産業の育成を進めるとともに、これによる雇用の場の確保、観光・交流から移住への展開を目指したまちづくりが必要である。

上富良野町では、すべての分野において、雄大で美しい自然環境・景観や特色ある農業をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」を進め、すべての町民がずっと住み続けたいまち、町外から多くの人を訪れ、移り住みたいまちをみんなで作ってあげ、未来へ引き継いでいくという想いを込め「暮らし輝き・交流あふれる一四季彩のまち・かみふらの」と都市の将来像と定め、まちづくりを進めることとしている。

また、景観づくりにおいては、「十勝岳連峰を望むおおらかな景観づくり」を目指し、十勝岳連峰や田園丘陵等の景観資源の保全、自然景観や田園景観との調和と秩序ある市街地の形成を図る。

本区域の都市づくりにおいては、これらを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおり

である。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・4・2号平和通（一般道道吹上上富良野線、一般道道上富良野停車場線、一般道道上富良野旭中富良野線）を基軸として計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は居住人口の減少や少子高齢化の進行、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。

このため本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、市街地内の道路沿道に配置し、生活利便性の向上や沿道環境との調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、市街地外縁部の扇町地区及び東町地区に低層住宅を主体として配置し、周辺の田園環境と調和した良好な住宅地とする。また一般住宅地の背後地となる街区内に配置し、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

本区域の商業業務地は、JR上富良野駅前及び3・4・2号平和通（一般道道吹上上富良野線、一般道道上富良野停車場線、一般道道上富良野旭中富良野線）沿道に配置し、商業業務機能の集積や文化・交流機能を備えた施設の整備を進める。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、大町地区の3・4・12号あかしや通（一般道道上富良野停車場線）沿道に交通利便の高さをいかした大規模な工場や倉庫等流通業務施設の移転、集約を図る。
- ・一般工業地は、3・4・2号平和通（一般道道吹上上富良野線）の沿道に配置し、工業系土地利用を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

J R 上富良野駅周辺的一般工業地の一部は、大町地区の専用工業地に倉庫等流通業務施設の移転を図るとともに、交流による賑わいを創出する拠点の形成を目指し、適切な土地利用への転換を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

商業業務地においては、老朽建物等の更新や低・未利用地の活用を促進し、街並み景観に配慮した土地の高度利用を誘導する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

町の景観づくり計画に基づく、自然景観や田園景観など周辺景観との調和と適度な統一を図り秩序ある市街地の形成を目指した居住環境の改善を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地西側のにしまち公園に隣接している丘陵樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることから、その保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、火山災害、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

基本的に市街地の拡大を抑制しながら、雄大で繊細な自然の中で、うるおいのある豊かな生活を楽しみ、将来に引き継いでいくために、森林・河川等の自然環境の保全と自然とのふれあいの場の整備・創出を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域上川地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、

各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域で進めている、日の出公園、JR上富良野駅及び市街地西側の丘陵地一帯を結ぶ、「おもてなし軸」の形成に配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.83 km/km ²	2.16 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・4・11号昭和通(国道237号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・1号駅前通(一般道道上富良野停車場線)、3・4・2号平和通(一般道道吹上上富良野線、上富良野停車場線及び上富良野旭中富良野線)、3・4・3号江花通(一般道道留辺蘂上富良野線)、3・4・4号吹上通(一般道道吹上上富良野線)、3・4・12号あかしや通(一般道道上富良野停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るため、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- 3・4・4号吹上通(一般道道吹上上富良野線)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 80.1%であり、住宅の需給動向を見極めながら、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

上富良野公共下水道については、島津地区に処理場を配置し、排水区域内に幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

富良野川、ヌッカクシ富良野川及びコルコニウシベツ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・富良野川、ヌッカクシ富良野川、コルコニウシベツ川及びエバナマエホロカンベツ川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、東の大雪山系と十勝岳及び西の夕張山系が市街地を取り囲むように優れた自然景観を成しており、市街地西部に貴重な樹林地を含む丘陵地が展開している。

また、富良野川や東部を流れるヌッカクシ富良野川の河川空間が骨格となる良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、島津公園、日の出公園及び富良野川・ヌッカクシ富良野川河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場として、街区公園、島津公園及び緑地の適正な配置、整備を図る。

c 防災系統

地震及び火災等の諸災害発生時の一時避難地及び防災拠点として機能する街区公園、島津公園、日の出公園及び緑地等の適正な配置、整備を図る。

d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、市街地西側の樹林地等の緑地の保全に努める。

e その他の系統

富良野川及びヌッカクシ富良野川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりに対応し、町内の公園等の適正配置を進める。

また、長期未着手である日の出公園の一部については、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する観点から、見直しの検討を進める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。